

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

美 里 町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 旧小牛田町地域

#### (1) 現況

本地域は、江合川及び鳴瀬川沿いに大崎耕土とよばれる平坦肥沃な平地が広がり、県内有数の穀倉地帯となっているほか、日本の原風景とも言うべき農村景観を次世代に継承し保全していくために「世界農業遺産」の認定を目指している地域でもあるため、農業者と地域住民等の共同活動により農地の保全を図っていくことが必要である。また、ほ場の大区画化が進み、土地利用型農業が推進されていることから、担い手へのさらなる農地集積を図るとともに、農業者と地域住民等の共同活動により、担い手への負担を軽減することが必要である。さらに、地域において、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を構築し、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金事業）を推進することにより環境への負荷軽減を図り、多面的機能の発揮を促進していくこととする。

### 2. 旧南郷町地域

#### (1) 現況

本地域は、鳴瀬川沿いに大崎耕土とよばれる平坦肥沃な平地が広がり、県内有数の穀倉地帯となっているほか、日本の原風景とも言うべき農村景観を次世代に継承し保全していくために「世界農業遺産」の認定を目指している地域でもあるため、農業者と地域住民等の共同活動により農地の保全を図っていくことが必要である。また、県内でいち早くほ場整備事業に取り組んだ本地域においては、大区画ほ場を利用した土地利用型農業が推進されていることから、担い手へのさらなる農地集積を図るとともに、農業者と地域住民等の共同活動により、担い手への負担を軽減する

ことが必要である。さらに、地域において、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を構築し、法第3条第3項第1号に掲げる事業(多面的機能支払交付金事業)を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業(環境保全型農業直接支払交付金事業)を推進することにより環境への負荷軽減を図り、多面的機能の発揮を促進していくこととする。

**3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
	旧小牛田町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
	旧南郷町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域**

設定しない

**5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

特になし